

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私の夫は、昭和39年にA社に入社し、退職するまでB支店に継続して勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。さらに、同社は、当委員会への回答において、申立期間については、同社の事務処理ミスであった可能性があるとしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私の夫は、申立期間当時、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。さらに、同社は、当委員会への回答において、申立期間については、同社の事務処理ミスであった可能性があるとしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和41年3月にA社に入社し、退職するまでB支店に継続して勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。さらに、同社は、当委員会への回答において、申立期間については、同社の事務処理ミスであった可能性があるとしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月20日から同年12月1日まで  
② 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和38年6月から50年1月までA社及び同社のグループ会社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月20日にB社からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和43年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びびグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びびグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びびグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びびグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びびグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びびグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びびグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びびグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びびグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びびグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びびグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びびグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私がA社及びびグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びびグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私の亡夫がA社及びグループ会社であるB社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。仕事の内容に変更は無く、継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及びグループ会社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和43年3月1日と記録されており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っ

ておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から52年3月まで

私は、20歳になってから結婚するまで国民年金保険料をずっと納付していた。しかし、年金事務所で私の年金記録を確認したところ、申立期間について保険料が未納となっている。調査の上、記録を訂正して欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和52年10月頃にA市で払い出されたものと推認でき、この加入手続において申立人は20歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、申立期間のうち45年3月から50年6月までは、当該加入手続時点で国民年金保険料の納付に係る2年の時効により、既に保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間中の保険料納付の方法について、集金人による納付、市役所窓口（あるいは市役所内の金融機関窓口）での納付及び郵便局での口座振替による納付であったとしているが、申立期間のうち納付可能であった昭和50年7月から52年3月までの保険料については、過年度保険料に該当し、現年度保険料と異なり申立ての方法による納付はできない。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 1413 (事案 692 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 6 月まで  
国民年金制度が開始された当時、父親が家族全員を国民年金に加入させた。当時は、父親が国民年金保険料を納付しており、自治会が保険料を収集していた。  
どう考えても納得がいかないの、自治会の関係で新たな資料が得られないか、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 40 年 9 月頃に払い出されていることが推認でき、この加入手続を行った時点では、時効により 38 年 6 月以前の国民年金保険料は納付できないため、保険料を納付可能な期間に合わせて国民年金の資格取得日を 38 年 7 月 1 日としたと考えることが自然であり、このことは、納付記録により 38 年 7 月から 40 年 3 月までの保険料は過年度納付され、40 年 4 月から同年 9 月までの保険料は同年 9 月 27 日に現年度納付されていることから確認できること、ii) 申立人の弟についても、国民年金の資格取得日が 38 年 7 月 1 日であり、国民年金手帳記号番号は 40 年 9 月頃に払い出されていることが推認できるとともに、38 年 7 月以降の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の父親は、申立人及びその弟について、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられること、iii) 申立期間に国民年金に加入しているのであれば、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなるが、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料納付に直接関与

しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする父親は亡くなっており、申立人の申立期間に係る加入手続、保険料の納付状況等が不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間の保険料は、父親が家族全員を国民年金に加入させ、自治会の集金により納付していたとしている。

しかしながら、申立人の父親については、国民年金に加入した記録は無く、母親については、昭和36年4月時点で、年齢により国民年金の適用除外者であったことから、申立人の父親が家族全員について国民年金の加入手続をしたとする申立ての内容と異なっている。

また、申立人は、自治会により保険料を納付していたはずだとしているが、A市から提出されたB自治会の昭和36年度から39年度までの国民年金保険料徴収名簿及び国民年金保険料収納原簿に申立人に係る記載は無く、申立人が申立期間について自治会により保険料を納付していたことは確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年3月まで

私は、平成6年3月に会社を退職し、国民年金に加入したが、無収入であったため、国民年金保険料の納付が遅れがちであった。しかし、平成9年秋頃に就業した後は、現年度分と併せて過年度分の保険料も納付し、家族の支援も得て、保険料を完納したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間前後における国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間前の平成9年1月から同年11月までの保険料を10年9月に過年度納付する一方で、9年12月の保険料は10年1月に現年度納付しており、また、申立期間後の10年4月及び同年5月の保険料はそれぞれ11年1月及び同年4月に現年度納付する一方で、10年6月及び同年7月の保険料は11年8月に過年度納付するなど、現年度納付と過年度納付が混在し、保険料の納付時期が区々となっている上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付方法等を覚えていないとしている。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から9年6月まで

私は、申立期間前にA市に住み国民年金保険料を納付していたが、平成7年10月から9年7月までB国に留学した。私がB国に留学して間もなく、C市の実家の母親と叔母が、同市役所で私の国民年金について相談したところ、「国内に親族等がいれば保険料を代理で納付することができるので、保険料を納付した方が良い。」と説明を受けたため、引き続き国民年金に加入し、口座振替により保険料を納付したはずである。しかし、申立期間が未加入の記録となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票により、申立人は平成7年10月4日にA市からB国に転出し、9年7月24日にB国からC市に転入していることが確認できることから、A市及びC市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、A市からB国に転出した日の翌日に国民年金の被保険者資格を喪失し、B国からC市に転入した日と同日に強制加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は申立期間において留学して在外邦人となっていることから、制度上、国民年金に任意加入しなければ保険料を納付することはできないが、申立人は、「国民年金の資格喪失、任意加入等の手続を行ったかどうかは定かではない。手続はC市に住んでいた母親が行ったと思う。」としている一方、申立人の母親は、「子供がB国に出国して間もなく、C市役所で国民年金について相談したことははっきり覚えているが、子供に代わって国民年金の任意加入手続を行った記憶は無い。」としており、申立人及び申立人の母親共に申立



人の申立期間に係る国民年金の任意加入手続を行っていないものと推認される。

さらに、申立人の母親から提出された申立人の父親名義の預金元帳には、申立期間において3人分の国民年金保険料額が引き落とされていることが確認できるところ、C市の申立人の両親及び申立人の弟に係る国民年金被保険者名簿により、それぞれ定額保険料及び付加保険料の毎月納付、定額前納保険料(一括年払い)、定額保険料の毎月納付の納付記録が確認でき、預金元帳の引き落とし記録の保険料額と一致している上、申立人の母親は、「申立人の弟は、口座振替により保険料を納付していた。」としていることから、当該預金元帳の記録は申立人の両親及び申立人の弟の保険料であって、申立人の保険料ではないものと推認される。

このほか、オンライン記録等による氏名検索によっても、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 1416

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年頃から50年頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年頃から50年頃まで

母親が、昭和40年頃に私の国民年金の加入手続をして申立期間の国民年金保険料を納付していた。また、私が帰省した際、母親から私の分の保険料だとする封筒を渡され、A市B出張所の窓口で納付をしたことを記憶している。

しかしながら、年金事務所の記録では、申立期間が未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から昭和63年3月頃に払い出されたものと推認される上、申立人の資格取得日は同年1月1日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間は未加入期間となっており、オンライン記録と一致している上、国民年金手帳記号番号検索システム及びオンライン記録の氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、同手続を行い、かつ、主として申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、高齢のため、事情を聴取することができない。

加えて、申立人は、帰省した際、母親から保険料が入った封筒を渡され、A市B出張所の窓口で同封筒を職員に渡したことがあり、その職員の氏名を記憶しているとしていることから、申立期間当時、当該職員が同出張所に在籍して

いたか否かを同市に照会したが、在籍を確認できないとの回答があった上、当時、同出張所に在籍していた職員からも聴取したが、当該職員につながる情報を入手することができず、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる状況も確認できなかった。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 2707 (事案 2025 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 6 月 5 日から 21 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

亡き夫は、昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで A 社 (現在は、B 社) の厚生年金保険被保険者となっているが、申立期間①及び②について夫は厚生年金被保険者ではなく、C に所属する船員保険被保険者であったので、記録を訂正してほしいと申し立て、前回、記録訂正のあっせんは行わないとの通知を受けている。

この度、申立期間①について、新たに見付かった船員保険遺族年金裁定請求書に「厚生年金被保険者であった期間は昭和 18 年 5 月 31 日以前」との記載があり、新たに見付かった船員手帳に「雇入年月日昭和 18 年 6 月 1 日」との記載があることから、同年 6 月以降は船員保険に加入していたと思われる。

また、申立期間②については、新たに見付かった船員手帳に「雇入年月日昭和 21 年 3 月 21 日」と記載があることから、同年 4 月 1 日を船員保険資格取得としている記録は間違っている。

以上のことから、申立期間①及び②について、記録の訂正を再度申し立てる。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 申立人が記載したとする履歴書によると、昭和 16 年 6 月 10 日から 19 年 2 月 1 日まで軍隊輸送船に乗船と記載されているのみで、船舶所有者及び船舶名が不明であり、申立人が申立期間①当時に乗船

していた船舶所有者（D丸のE社を除く。）を特定することができないこと、ii）E社船舶部、F社等の後継事業所であるG社が保管する申立人に係る船員保険の記録によると、申立人の資格取得日は21年4月1日となっており、この資格取得日は、国の船員保険被保険者台帳、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致すること、iii）17年4月から25年3月までについては、Cは既に解散し、当時の資料は保管されていないため、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除の事実を確認することができないこと、及びiv）B社が保管する申立人に係る厚生年金保険資格喪失届から、A社は、申立人について、22年5月3日資格喪失の届出を行ったことが確認できる上、申立人の資格取得日は厚生年金保険の制度発足時である17年6月1日となっており、事業主から資格取得の届出が無い限り、国が申立人の被保険者名及び資格取得日を記録することは考え難いことから、申立人の同社に係る厚生年金保険の加入記録は、事業主の届出に基づくものであったと推認されることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人の妻は、船員手帳2冊及び船員保険遺族年金裁定請求書の写しを、新たな資料として提出している。

D丸に係る船員手帳には、「雇入年月日昭和18年6月1日、雇止年月日昭和18年6月4日」、「標準報酬等級5級」等の記載があるが、当該記載は既に年金記録として記載済み（期間が1か月未満であるため、被保険者期間に算入されない。）の記録に係るものである。

H丸に係る船員手帳には、「雇入年月日昭和21年3月21日、雇止年月日昭和21年5月20日」等の記載があるが、「標準報酬等級」欄等に記載は無く、当該手帳のみで申立期間②に係る船員保険の加入状況について確認することができない。なお、船員保険に加入していなければ雇入れができない取扱いとなったのは、平成17年1月4日以降であり、申立期間当時においては、雇い入れる船員の船員保険加入は必須条件ではなく、船員手帳に記載されている雇入年月日から雇止年月日までの期間を船員保険の被保険者期間とみなすことは困難である。さらに、G社が保管している船員保険被保険者票には、「(資格)取得21年4月1日」の記載の右に、「船員課カード21.3月H丸乗船」との記載があり、雇入れ、乗船と同時に船員保険に加入していたとは限らない状況がうかがわれる。

船員保険遺族年金裁定請求書の写しには、「いままでに厚生年金保険の被保険者であったことがありますか。」「ある。昭和18年5月31日以前」とする記述があり、これにより申立人の妻は、「昭和18年6月以降は申立人が船員保険に加入していたことを示唆するものである。」としている。しかしながら、当該請求書の作成を代行したI社の合併先であるJ社に当該記述の根拠や詳細について照会したが、同社は、「合併前に退職した者についての記録は残っ

ていない。」と回答しており、表記以上の当該記述の内容を確認することはできない上、当該記述は、申立人の年金記録に記載されていない具体的な船員保険の加入の事実をうかがわせるものではない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

私の夫が残した船員手帳には、被保険者であった期間は昭和 31 年 1 月 21 日までとの記載がある。当時、給与の締め日が 20 日であることから、1 月支払の給与は満額受給し、1 月分の船員保険料を控除されていたと考える。

また、私の夫が残した履歴書には、昭和 31 年 2 月 1 日に A 社を退社したと記載されている。

さらに、これまでの資格喪失日は 1 日で処理されているので、事務処理上の誤りだと考える。記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の船員手帳には、「雇止事由請暇」、「雇止年月日昭和 31 年 1 月 12 日」と記載され、当該手帳の失業保険金支給関係欄には、「被保険者であった期間自 昭和 28 年 1 月 2 日 至 昭和 31 年 1 月 21 日」と記載されている上、B 社 (当時は、A 社) が保管している申立人に係る船員保険被保険者票には、「喪失 31.1.21」、「31.1.20 退職 家事都合」と記載されていることから、申立人は昭和 31 年 1 月 21 日に船員保険の被保険者資格を喪失し、申立期間は A 社において船員保険に加入していなかったことが確認できる。

また、B 社は、「上記資料以外は期間経過しているため資料は無く、申立人に係る届出及び保険料の控除については不明。」と回答していることから、上記のほかに、申立期間について、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況等について確認することができない。

なお、申立人が残したとする履歴書では、「昭和卅 (三十) 年二月一日 家

事のため退社」と記載されている。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 広島厚生年金 事案 2709（事案 2168 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月から 15 年 12 月まで

前回の第三者委員会の審議では、私が提出した給与明細書が信憑性<sup>びょう</sup>に欠けるなどとして、申立ては認められなかったが、私が、A社が経営する「B」C店の店長として勤務していた当時は、確かに事業主から給与明細書とともに給与を受け取っていた。今回、新たに見つかった給与明細書等の資料を提出するので、再調査の上、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主から提出された申立人に係る平成 13 年分及び 14 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに平成 14 年及び 15 年給与支払報告書（個人別明細書）には、オンライン記録と同じ標準報酬月額（20 万円）に見合う厚生年金保険料が計上されており、当該書類の記載内容に不自然な点は見当たらないこと、ii) 事業主が申立人を含む従業員に対し標準報酬月額の引下げの説明をしたことを受けて、平成 10 年 4 月 30 日に、標準報酬月額を 36 万円から 20 万円に引き下げる届出を行ったとする事業主が委託していた社会保険労務士の供述は、オンライン記録と符合していること、iii) 申立人から提出された 5 枚の給与明細書については、「所得税」欄の記載額（1 万 1,240 円）が上記の事業主から提出された所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額（1 万 1,330 円）とは一致していないこと、iv) 申立人から提出された平成 15 年分給与所得の源泉徴収票については、税額を算定するために必要となる「給与所得控除後の金額」欄及び「所得控除の額の合計額」欄に記載が無い上、「源泉徴収税額」欄に記載されている金額（13 万

4,880円)は、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額(56万9,160円)に基礎控除額(38万円)を加えた金額を基に試算した所得税額とは大きく異なっていることなどから、いずれの提出資料もその記載内容には不自然な点が見受けられるとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年7月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たに30枚の給与明細書が提出され、申立人から提出された給与明細書は合計35枚となったが、今回申立人が提出した30枚の給与明細書は、前回提出された5枚と同様、「所得税」欄には全て1万1,240円と記載されており、これは事業主から提出された所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額(1万1,330円)とは一致していない。

また、35枚の給与明細書について、改めてその記載内容等を検証すると、i)当該給与明細書について、申立人は事業主が記載し事業主から受け取っていたとしているが、事業主はその作成自体を否定していること、ii)当該給与明細書35枚のうち34枚は、欄外に「賞5万」と記載されているが、事業主は自分が記載したものではないとしているとともに、その性格及び支給の有無が不明であること、iii)当該給与明細書35枚の全てにおいて、健康保険料控除額は1万4,760円、厚生年金保険料控除額は3万1,230円、雇用保険料控除額は1,440円と記載されており、5年を超える申立期間中の社会保険料率の変動が反映されていないこと、iv)申立人は、給与明細書について、事業主との間で取り決めた手取額を基に、給与の総支給額、税額、社会保険料控除額等を逆算して作成されていたと説明しているが、そうした事情を斟酌しても、5年を超える申立期間の35枚の給与明細書における基本給、各種手当、交通費及び所得税の金額に全く変動が無いこと等、当該給与明細書については、作成者等が不詳であるとともに、その記載内容にも不自然な点が多く見受けられ、申立期間に係る申立事業所における社会保険料控除の実態を表した資料とみなすことは困難である。

さらに、申立人から提出された平成11年度及び13年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書については、両通知書に記載されている10年及び12年における年間総支給額及び社会保険料控除額と、申立人から提出された上記給与明細書により推計される10年及び12年における年間総支給額及び社会保険料控除額が大きく相違していること、及び16年度市民税・県民税台帳記載事項証明書については、D市に照会したところ、前回申立人が提出した平成15年分給与所得の源泉徴収票に基づき作成されたものであることが確認されたことから、これらの提出資料についても、申立人の主張する標準報酬月額を推認する資料として採用することはできず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年から 42 年まで  
② 昭和 42 年 1 月から 43 年 12 月まで  
③ 昭和 49 年 12 月から 53 年 12 月 10 日まで  
④ 昭和 55 年 8 月 30 日から 56 年 8 月 3 日まで

私は、申立期間①において、A社が経営するB店舗で勤務し、申立期間②において、C社が経営するD店舗で勤務していたが、両期間とも厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

また、昭和49年12月から56年12月までE社で継続して勤務していたが、申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はB店舗の所在地及び入居ビル名を記憶しており、不動産登記簿謄本により、当時、当該ビルが当該所在地に在ったことが確認できる上、勤務に関する記憶が具体的であることから、勤務時期について特定はできないが、申立人がB店舗で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所記号索引簿により適用事業所を検索したところ、A社は記録されていないが、類似名称の事業所としてF社が記録されていたものの、所在地が異なること、及び同社関係者（二人）は、「同社はG業会社であり、店舗の経営はしていないはずである。」と供述していることから、別会社であると推認される上、店舗名でも適用事業所としての記録を確認することができない。

また、申立人は、当該事業所における勤務及び保険料控除をうかがわせる資料を保管しておらず、申立期間①に係る雇用保険の加入記録も確認できな

い。さらに、当該事業所の商業登記簿が見当たらないこと等から、事業主を把握することができない上、申立人が姓のみ記憶する同僚を特定することができないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

- 2 申立期間②について、C社は、「当時の店舗名は不明であるが、H町で店舗等を経営していた。」と回答している上、当該事業所の事業主の氏名と申立人が記憶する事業主の氏名とが一致することから、勤務時期について特定はできないが、申立人が当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人はD店舗を経営している当該事業所の業種をI業としているが、当該業種は、昭和61年3月までは厚生年金保険の強制適用事業所となっていない上、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所記号索引簿によると、当該事業所が適用事業所となったのは、平成14年1月1日である。

また、当該事業所は、「当時の資料は残っていないので、申立人が勤務していたか不明であるが、当社が厚生年金保険に加入したのは平成14年1月であり、当時は加入していなかったはずである。」と回答している。

さらに、申立人は、当該事業所における勤務及び保険料控除をうかがわせる資料を保管しておらず、申立期間②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人が記憶している同僚3人についても、文書による照会をしても回答が無い、あるいは、申立人が記憶しているのが姓のみであって当該同僚を特定することができないことから、申立期間②における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、E社に昭和49年12月から56年12月まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者期間は、昭和53年12月10日から55年8月30日までの期間（同年9月4日に健康保険証返納）及び56年8月3日から57年1月1日までの期間となっており、オンライン記録と一致している上、申立人の雇用保険の加入記録を見ても、申立期間③及び④における記録を確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所記号索引簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和52年9月1日であることが確認できることから、申立期間③のうち、49年12月から52年8月までは、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人の当時の複数の同僚は、「申立人が入社したのは昭和52年以降であったと思う。」、「J職については、給料は歩合制で厚生年金保険に加入させていなかった。」、「申立人はJ職として入社し、後に正社員となった」、「申立人は途中で一度退社したことがある。」、「時期は覚え

ていないが、申立人は長期間会社に来なかったことがある。」等と供述しており、これらから、申立期間③及び④における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。